

10か月児健診について（お知らせ）

生後10か月を迎えられ、お子様の健康状態はいかがですか。

市では、お子様の健やかな成長を願って、生後10か月児を対象に健康診査を行っています。

お子様の健康状態を確認するため、下記事項にご注意のうえ、受診されますようご案内いたします。

1. 対 象 者	受診日時点で苫小牧市に住民登録がある生後10か月を迎えたお子様 ※市外に転出された場合は、苫小牧市の受診票は使用できません
2. 受診期間	生後10か月を過ぎて11か月になるまでの間 （例：4月10日生まれの場合、翌年2月10日から3月9日までの間） ※受診期間内に必ず受診していただきますようお願いいたします
3. 持 ち 物	同封の受診票、母子健康手帳
4. 受診方法	裏面の医療機関に事前に電話等で確認をしてから受診してください
5. 費 用	無 料

《 注意事項 》

- 期間内に健診を受診できなかった方は下記までご連絡ください。
なお受診されなかった場合、保健師が電話または家庭訪問することがあります。
- 医療機関によっては健診日時が決まっているところがあります。
- 受診前に受診票の太線内を正確に記入してください。
- 受診結果につきましては健康支援課まで返送後、保健師より育児状況等をお聞きする場合があります。
- 次の健診は1歳6か月児健診です（1歳6か月になった翌月に健診を行います）。

《連絡先》

とまこまいこども家庭センター（健康支援課）

電話：0144-32-6411

（月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分）